

消費生活センターだより

○問合せ先 松浦市消費生活センター ☎内線 180

公的機関や民間企業を名乗る悪質商法にご注意を！

<事例>

- ①先日、自宅に電話番号が非通知の電話があり、「生活支援センターの者だが、〇〇さんはいらっしゃいますか？」と数年前に亡くなった母を呼ぶ電話があった。死亡していることを伝え、何の用件かと尋ねたら急に電話が切れた。(50歳代 女性)
- ②先日、消費生活相談室と名乗り、「あなたの住所と名前などの個人情報に流出している。削除するために、今から伝える電話番号に電話をするように」という内容の電話があった。(70歳代 女性)
- ③中学生の孫が留守番をしていると、市役所のホームページ・トップ画面を印刷した紙を持ってきて、市役所職員だと名乗る不審な男性が訪ねて来た。家の奥から、大人が出て来ると、慌てた様子で帰って行った。(60歳代 女性)

<ひとこと助言>

長崎県・松浦市消費生活センターの職員などが相談を受けていない人へ電話することはありません。また、個人情報の漏えいなどで電話する事はありません。市役所から業者に、訪問販売を委託する事も決してありません。

ほかにも、国民生活センターや社会保険庁・法テラスなど公的機関や、大手企業の名称を使って誤解させるような悪質商法があります。

いずれのケースも、公的な機関などと似た名称を使うことで、消費者に安心感を抱かせるか、公的機関などと勘違いさせることを狙っていると思われます。

このような不審な電話を受けたら、すぐに電話を切り、警察と消費生活センターに通報してください。



固定資産税縦覧帳簿の縦覧

○問合せ先 税務課固定資産税係 ☎内線 111、112

平成26年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧が4月1日から始まります。

縦覧とは、固定資産税の納税義務者が所有する土地・家屋の評価額と近隣の土地・家屋の評価額を比較して価格が適正であるかを、縦覧帳簿により確認していたく制度です。

【縦覧帳簿の内容】

土地価格等縦覧帳簿には、所在地・地目・地積および価格を記載しています。家屋価格等縦覧帳簿には、所在地・家屋番号・種類・構造・床面積および価格を記載しています。

【縦覧できる人】

土地価格等縦覧帳簿は、市内に土地を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます（家屋のみの納税義務者は、縦覧できません）。家屋価格等縦覧帳簿は、市内に家屋を所有している固定資産税の納税義務者が縦覧できます（土地のみの納税義務者は、縦覧できません）。
※資産をお持ちでも、免税点により固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。

【期間】

4月1日（火）～4月30日（水）
（ただし、土・日・祝日は除く）
午前8時30分～午後5時15分

【場所】

税務課、福島支所、鷹島支所

【その他】

手数料は無料です。目的外の使用がないように縦覧帳簿のコピーの交付は行いません。なお、資産確認のため名寄帳の交付を受ける人は、本人確認のため、運転免許証など、官公署発行の顔写真付き本人確認書類が必要です（代理人の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です）。



**市役所臨時職員（パートタイマー）
登録者募集**

申込問合せ先▶▶まちづくり推進課人事係
☎内線323

【応募資格】

市内に在住している人
(事務経験者を希望)

【登録期間】

平成26年4月～平成27年3月

【仕事内容】

転記、計算、パソコンなどの事務補助

【賃金】

1時間690円

【応募方法】

申込書および履歴書を提出してく
ださい(用紙は、申込先および各支
所・出張所に用意しています)。

【受付期限】

3月20日(木)

○社会保険や交通費の支給はありま
せん。

○勤務期間は年間を通して原則最大
6カ月まで(1～2週間程度の場合
もあります)。

時間は、1日6時間以内で、週27
時間以内(原則として月々金曜日)。



**インターナショナルムービー
&
ミュージックデーを開催!**

○問合せ先 まちづくり推進課 ☎内線 313
Eメール: kokusai@city.matsura.lg.jp

- 【日 時】 3月25日(火) 午後1時30分～4時
- 【場 所】 きらきら21 2階ホール
- 【入場料】 無料
- 【内 容】 映画「ハッピー・フィート」
の英語での上映と、ALTと
一緒に英語の歌に挑戦



- ★途中での入退室は自由です。
- ★館内は飲食禁止となっています。
- ★小学生は事前に申し込みが必要です。
- ★小学生未満は保護者同伴でご参加ください。



個人住民税均等割税率の改正

○問合せ先 税務課市民税係 ☎内線 113、114、138

東日本大震災に伴う復旧・復興のための臨時的な税
制上の措置として、均等割の税率が県民税・市民税そ
れぞれ年間500円引き上げられます。

【特例の期間】

平成26年度から平成35年度までの10年間

均等割	現行 (平成25年度まで)	特例期間 (平成26年度～35年度まで)
県民税 ※	1,500円	2,000円
市民税	3,000円	3,500円
合計	4,500円	5,500円

※長崎県の県民税は、標準税率1,000円に森林環境
保護などを目的とした、ながさき森林環境税500
円が上乗せしてあります。

お家の『水・電気』のトラブル

緊急対応!

水もれ・トイレ・給湯器修理

電気・配線・
器具修理

TOTO/YKKap/大建工業 取扱店
増改築、リフォーム、電気・水廻り工事全般

水・電気のトラブルはお任せ!!

お家に関するご相談は

0120-72-3718

株式会社グッド・ハウス

〒859-4502 長崎県松浦市志佐町里免315-4 ☎good@alpha.ocn.ne.jp